

豊後大野市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと応援寄附金制度により豊後大野市（以下「本市」という。）へ寄附をした市外在住者に対し、商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品のPR及び販路拡大による地域経済の活性化を図るため、返礼品を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）を募集する。

2 返礼品の要件

以下要件のいずれにも該当すること

ただし、以下の要件に関わらず、市長が返礼品として適当でないと判断した場合はこの限りではない。

- (1) 本市内で生産、製造、加工されているもの、本市内で提供されるサービスであること、返礼品等の原材料の主要な部分が本市内で生産されているもののいずれかに該当すること。
- (2) 本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (3) 食品については、寄附者に商品到着後、少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保障されるものであること。
- (4) 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知に準じ、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
 - ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）。
 - イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）。
 - ウ 価格が高価なもの（原価が50万円以上）。
- (5) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- (6) 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、原則次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ・本市内または本市の施設内にてサービスが提供されること。
 - ・本市内の地域資源を利用していること。
 - ・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けること。
 - ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
 - ・安全性の配慮に努めること。
- (7) 市が委託する業者指定の宅配業者により配送が可能な商品等であること。

3 提供事業者の要件

以下の要件を全て満たす事業者であること。

ただし、以下の要件に関わらず、市長が提供事業者として適当でないと判断した場合はこの限りではない。

- (1) 本市内に生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている事業所がある法人、その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」）であること。

ただし、本市内で生産された農産物等を主原料として加工・製造・販売を行い、本市をPRしていると認められる場合は、市外の事業者も可能とする。

- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (6) 返礼品の受発注及び納品管理等のため、インターネットに接続できる環境整備に努めること。

4 個人情報の保護

提供事業者は、個人情報の取扱いについて、豊後大野市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用できないものであり、提供事業者でなくなった場合は、当該事業者の責任をもって速やかに廃棄すること。

5 申込方法

返礼品の提供を希望する取扱い事業者は、以下の書類を豊後大野市まちづくり推進課まで提出すること。

- (1) 豊後大野市ふるさと応援寄附金事業者登録シート（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営まれている事業者。※有効期限内のものに限る。）

6 その他の留意事項

- (1) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うこと。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに市及び委託事業者へ報告すること。
- (2) 返礼品の提供時に、提供事業者に起因する問題が生じた場合は、再発送の対応を行うこと。その際の費用は事業者負担とする。
- (3) 総務省より、ふるさと納税制度の趣旨に反するものとして指導・指摘を受けた場合は、事業者の意向に関わらず返礼品から取り下げるものとする。
- (4) 登録した返礼品の内容変更及び中止する場合は、「豊後大野市ふるさと納税登録内容変更（中止）届出書（様式第3号）」を速やかに市へ提出し協議を行うこと。